

**合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第六条第二項第二号の情報を定める政令の規定に基づき
主務大臣が指定する者を定める件（案）についての御意見と回答**

※行政手続法第四十二条に基づき告示案についての意見に対する回答を掲載

御意見	回答
<p>大阪銘木協同組合は、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づき、木材・木材製品の合法性に関する事業者の認証を行っており、木材等が違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いことについて認証を行っている団体に該当すると考えられるため、同団体の告示への追加を検討していただきたい。</p>	<p>大阪銘木協同組合が実施している「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づく認証について、同ガイドラインに基づき作成されている自主的行動規範及び事業者認定実施要領の内容を確認したところ、これらに基づく認証は木材等が違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いことについての認証であると認められたため、大阪銘木協同組合を本告示に追加することとします。</p>
<p>違法伐採ではない、いわゆる合法性の証明に関する情報を提供できる者は主務大臣が指定した者であれば、当社として十分網羅できていると思われる。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p>
<p>「木材等が違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いことについて認証を行っている団体又は機関」に外国の団体が6つ入っていますが、本当に信頼できる団体なのでしょうか？</p>	<p>主務大臣が指定する者を定めるに当たっては、国内・外国の団体であるかに関わらず、木材等が違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いことについて認証を行っている団体又は機関として、その認証基準及び過去の認証実績を確認しております。</p>
<p>合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第六条第二項第二号の情報を定める政令（案）の一から百五十に記載された団体・組織は、合法木材供給事業者認定団体、米国の業界団体、民間の森林認証制度を司る機関、木質バイオマス燃料等の認証制度を司る機関などです。 これらの団体・組織が提供するサービスは(1)「合法木材供給事業者であることを『認定』」、(2)「県産材であることを『証明』」、(3)「独立した第三者機関が木質バイオマス燃料が独自に定められた基準・指標を満たしていることの『認証』」、(4)「独立した第三者機関が独自に定められた基準・指標に基づき林産物や非木材林産物を生産していること、およびその『認証』された林産物・非木材林産物の適切な分別管理の『認証』」と多種多様です。 しかしながら、告示案の概要：「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第六条第二項第二号の情報を定める政令の規定に基づき主務大臣が指定する者を定める件（案）について」（令和6年10月農林水産省、経済産業省）の「I 趣旨」、「II 告示案の概要」における説明では、それら多種多様なものを『認証』という言葉でひとくくりにしています。 特に、(1)「合法木材供給事業者であることを『認定』」や、(2)「県産材であることを『証明』」を提供している団体・組織は、事業者が取り扱う木材・木材製品の「合法性確認」の内容を保証するものでも、独立した第三者機関によるサービスでもありません。 したがって、告示案の概要における『認証』という表現は極めて不適切であり、本政令において適切な補足説明を加えること、または本政令施行に際し、適切で十分な補足説明を公式資料に書き加えることを求めます。</p>	<p>ご指摘の観点も踏まえ、円滑な改正法の施行に向け、丁寧な説明を行ってまいります。</p>
<p>本政令案が規定するところではないが、本政令案で示された機関・団体が発行する「木材等が違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いことを証する具体的な証明書」は、木材関連事業者が、違法伐採に関わるリスクを包括的に判断するプロセス（デューデリジェンス）において収集する情報の一つにすぎず、証明書だけを根拠にリスクが低いと判断するのは場合によっては十分とは言えない。 以上から以下を提案する。 本政令案に記載された団体・組織は、合法木材供給事業者認定団体、米国の業界団体、民間の森林認証制度機関、木質バイオマス燃料等の認証制度を司る機関などです。 これらの団体・組織が提供するサービスは1)「合法木材供給事業者であることを『認定』」、2)「県産材であることを『証明』」、3)「独立した第三者機関が木質バイオマス燃料が独自に定められた基準・指標を満たしていることの『認証』」、4)「独立した第三者機関が独自に定められた基準・指標に基づき林産物や非木材林産物を生産していること、およびその『認証』された林産物・非木材林産物の適切な分別管理の『認証』」と多種多様です。 にもかかわらず、告示案概要における説明では、それら多種多様なものを「木材等が違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いことについて認証を行っている団体又は機関」として、『認証』という言葉でひとくくりにしています。 特に、1)「合法木材供給事業者であることを『認定』」や、2)「県産材であることを『証明』」を提供している団体・組織は、事業者が取り扱う木材・木材製品の「合法性確認」の内容を保証するものではありません。 したがって、告示案の概要における『認証』という表現は極めて不適切であり、本政令において適切な補足説明を加えること、または本政令施行に際し、適切で十分な補足説明を公式資料に書き加えることを求めます。</p>	<p>クリーンウッド法において、第一種木材関連事業者は原材料情報（樹種、伐採地域、証明書）及びその他関連情報を踏まえて、合法性の確認を行うこととしており、証明書だけを根拠に違法伐採リスクを判断するわけではありません。 また、ご指摘の観点も踏まえ、円滑な改正法の施行に向け、丁寧な説明を行ってまいります。</p>